

第74回事業年度末(平成16年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸出金	9,824,470	債券	8,244,316
証券貸付	6,519,845	債券発行高	8,244,316
手形貸付	1,457,295	預金	2,356,855
当座貸付	1,127,398	定期預金	1,099,237
割引手形	719,931	通知預金	71,798
外国為替	8,243	普通預金	621,454
買入外国為替	1,074	当座預金	449,291
取立外国為替	3,413	公金預金	19,687
外国他店預け	3,755	その他の預金	95,386
有価証券	1,504,472	譲渡性預金	51,613
国債	1,017,638	借入金	67,000
地方債	9,257	借入金	67,000
株式債	309,672	特定取引負債	4,257
その他の証券	24,261	特定取引有価証券派生商品	0
特定取引資産	143,642	特定金融派生商品	4,256
商品有価証券	61,609	コールマネー	10,907
特定金融派生商品	834	売現先勘定	1,999
その他の特定取引資産	5,775	外国為替	24
買入金銭債権	54,999	売渡外国為替	20
コールローン	38,709	外国他店借り	4
買現先勘定	143,170	外国他店預り	0
現金預け金	24,999	その他の負債	507,334
現金預け金	549,323	未決済為替	3
現金預け金	28,796	未払費用	20,529
現金預け金	520,527	未払法人税等	2,700
現金預け金	49,094	前受	15,265
未決済為替	22	従業員預り	8,333
前払費用	0	金融派生商品	12,157
未収	9,331	未払債券元金	445,719
先物取引差入証拠金	13	その他の負債	2,625
先物取引差金勘定	0	賞与引当金	4,950
金融派生商品	12,079	退職給付引当金	20,279
繰延ヘッジ損失	589	債権売却損失引当金	53
その他の資産	27,057	支払承諾	96,663
動産不動産	51,197	支払承諾	90,653
土地建物動産	46,951	代理貸付保証	6,009
保証金権利金	4,246	負債の部合計	11,366,255
債券繰延資産	502	(資本の部)	
債券発行差金	502	資本金	514,265
繰延税金資産	83,980	政府出資金	405,367
支払承諾見返	96,663	組合出資金	108,897
支払承諾見返	90,653	利益剰余金	124,300
代理貸付保証見返	6,009	利益準備金	25,510
貸倒引当金	434,626	任意積立金	87,833
		特別積立金	87,369
		退職給与基金	464
		当期末処分利益	10,955
		当期利益	8,693
		株式等評価差額金	3,009
資産の部合計	12,001,811	資本の部合計	635,555
		負債及び資本の部合計	12,001,811

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については期末前1ヵ月平均に基づいた市場価格、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

5. 動産不動産の減価償却は、定率法を採用しております。

6. 自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

7. 債券繰延資産の処理方法

(1) 割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。

(2) 債券発行費用は、支出時に全額費用として処理しております。

8. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

外貨建取引等の会計処理につきましては、前期は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当期からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等のうちヘッジ会計の要件を満たすものについては、ヘッジ会計を適用するとともに、要件を満たさないものは時価会計を適用しています。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、15.に記載しております。

この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「未収収益」は46百万円減少、「未払費用」は121百万円減少(発生主義による利息認識の終了)、その他資産中の「金融派生商品」は20百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は380百万円増加、「繰延ヘッジ損失」は293百万円増加しております。

また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他の資産」又は「その他の負債」で純額表示しておりましたが、当期からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、その他資産及びその他負債中の「金融派生商品」に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「その他の資産」は101百万円減少し(先物仲値換算による円換算差金(ネット額)の認識の終了)、その他資産中の「金融派生商品」は337百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は236百万円増加しております。

9. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

また、破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法。)により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は、各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により、翌期から損益処理する方法によっております。

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

12. 債権売却損失引当金は、(株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の将来発生する可能性のある損失に備えるため、担保価値を勘案し必要と認められる額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジを実施しております。前期は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施していましたが、当期からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。

また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したヘッジ手段の平均残存期間に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。

なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は908百万円であります。

15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前期は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当期からは、同報告の本則規程に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。

これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

16. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

17. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

18. 動産不動産の減価償却累計額 61,221百万円

19. 動産不動産の圧縮記帳額 18,602百万円

20. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部についてはリース契約により使用しております。

21. 貸出金のうち、破綻先債権額は284,033百万円、延滞債権額は350,845百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

22. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 5,617百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

23. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は 155,638百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

24. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は796,135百万円であります。

なお、21.から24.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は721,005百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 249,274百万円

担保資産に対応する債務

預金 6,316百万円

売現先勘定 1,999百万円

上記のほか、為替決済、外為円決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券252,970百万円を差し入れております。

27. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,212百万円、繰延ヘッジ利益の総額は622百万円であります。
28. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 52,000百万円が含まれております。
29. 1口当たりの純資産額123円58銭
30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中のコマーシャル・ペーパー、及び「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーが含まれております。以下33.まで同様であります。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額	55,834百万円
当期の損益に含まれた評価差額	2百万円

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表	時 価	差 額		
	計 上 額			うち益	うち損
債券	427,201百万円	432,570百万円	5,369百万円	5,369百万円	-

その他有価証券等で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表	評価差額		
		計 上 額		うち益	うち損
株式	9,845百万円	17,588百万円	7,743百万円	8,294百万円	551百万円
債券	813,015百万円	800,518百万円	12,497百万円	452百万円	12,949百万円
国債	635,884百万円	625,248百万円	10,636百万円	17百万円	10,654百万円
地方債	9,178百万円	9,257百万円	79百万円	131百万円	52百万円
社債	167,951百万円	166,011百万円	1,939百万円	302百万円	2,242百万円
その他	112,077百万円	112,462百万円	384百万円	445百万円	61百万円
合計	934,938百万円	930,568百万円	4,369百万円	9,193百万円	13,562百万円

なお、上記の評価差額に繰延税金資産 1,359百万円を加えた金額 3,009百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

31. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
1,488,406百万円	11,049百万円	4,529百万円

32. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	6,672百万円
債券	143,660百万円

33. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	213,533百万円	663,961百万円	459,073百万円	-
国債	130,375百万円	495,454百万円	391,808百万円	-
地方債	3,148百万円	2,301百万円	3,807百万円	-
社債	80,009百万円	166,205百万円	63,457百万円	-
その他	49,316百万円	35,119百万円	8百万円	3百万円
合計	262,850百万円	699,080百万円	459,082百万円	3百万円

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、564,821百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 東京都及び大阪府に係る事業税については、条例改正に伴い、平成16年度以降は、所得を課税標準とする税金に該当することになります。

この変更に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、当期の29.65%から31.12%となり、「繰延税金資産」は3,903百万円増加し、当期に計上された法人税等調整額は同額増加しております。また、「株式等評価差額金」は64百万円増加しております。

36. 商工組合中央金庫法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前期において「評価差額金」として区分掲記しておりましたが、当期からは「株式等評価差額金」として表示しております。